資料２

「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の下位法令の策定等に係る検討会の議事運営について

１．本検討会は原則として公開とする。

２．本検討会の配布資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で配布資料及び議事録の一部又は全部を非公開とすることができるものとする。

３．本検討会の事務局は、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び環境省環境再生・資源循環局資源循環課内に置く。本検討会に関する庶務は事務局及び事務局と契約を締結した事業者において処理するものとする。

４．座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を本検討会に出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。

５．その他上記に規定するものの他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることができるものとする。